

### 3 1 1 当事者ネットワーク ヒラエス 入会申込書

本会の目的は、震災及び原発避難当事者が避難者支援活動という特殊な支援経験の中から培った「智恵の共有支援」を活かし、被災者・避難者問題の根源を探りながら、有益な解決策の礎を構築する事である。本会の事業としては、以下の事業を行うものとする。

- (1) 東日本大震災及び福島原発事故の被災者、避難者、被害者を対象としたキャラバン事業（分かち合いワークショップ、セミナー、イベント等）の実施
- (2) 全国各地の団体とネットワーク体制を構築し、大規模災害における当事者支援の経験の記録
- (3) その他、本会の目的を推進するために必要な活動を行う

会員数は「3 1 1 当事者ネットワーク ヒラエス」の信頼や発展の鍵となります。まだまだこれからの「3 1 1 当事者ネットワーク ヒラエス」ですが、それを支えようと思ってくださった方、ぜひ会員になってください。会費は1年間有効です。1年後「会員を続けよう」と思ってもらえる会になれるよう、意味ある存在として未来に続く活動を行えるよう発展させ、社会貢献できる会として活動していきたいと思っています。みなさまのご支援、ご協力心からお願い申し上げます。

※この会員申込書は、2020年2月1日現在のものです。変更等が生じる場合もございますので、ご了承ください。変更が生じた場合は、その都度、会員のみなさまにはお伝えいたします。

#### ヒラエス会員プログラム

会員種別	年会費	内容
① 正会員（個人）	3,000円	・東日本大震災及び福島原子力事故により、避難した経験がある当事者の方で、尚且つ支援業務に1年以上携わった方、避難者ではない方で避難当事者への支援活動に3年以上携わった方をいい、ヒラエスが主催するミーティングや活動運営業務に参加し、ヒラエス事務局より定期的な情報提供を受け、メンバー会員同様の特典を利用することができます。
② 賛助会員（個人）	3,000円	・本会の趣旨に賛同し、賛助のために入会を希望する個人
③ 賛助会員（団体）	10,000円 （1口）	・本会の趣旨に賛同し、賛助のために入会を希望する団体（市民団体） ・1口～10口まで
④ メンバー	無料	・東日本大震災及び福島原子力事故により、被災、被害、避難者の方で、ヒラエス活動に賛同し、本規約に同意した方をいい、年会費無料でメンバー会員の特典を利用することができます。

「3 1 1 当事者ネットワーク ヒラエス」の趣旨、目的に賛同し、別紙の入会規約を確認の上、同意して入会を申し込みます。

ふりがな 名 前		生年月日	年 月 日
		性 別	男 女 その他
ふりがな 団体名	※個人の場合は記載不要		
入会規約 の同意	該当する方にチェック <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 別紙の入会規約を最後まで読みましたか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 入会規約に同意しますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
会員種別	該当する会員にチェック <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 <input type="checkbox"/> 正会員（個人） <input type="checkbox"/> メンバー <input type="checkbox"/> 賛助会員（個人） <input type="checkbox"/> 賛助会員（団体）（ <input type="checkbox"/> / 10000円） <input type="checkbox"/> 新規（入会理由： ） <input type="checkbox"/> 継続（継続理由： ）		
住 所 居 所	〒		
T E L		F A X	
E-mail			
U R L			
メッセージ 要望等			

※「個人情報保護法」に基づき、本人の承諾を得ないで個人情報を第三者に提供することは致しません。

※会費の期限は4月1日～3月31日までです。

※年会費の納入方法について

- ・ 入会申込書提出後、理事における入会承諾を経て、請求書を送付させていただきます。

#### ■お申込・お問合せ

3 1 1 当事者ネットワーク ヒラエス 事務局（会員受付担当：澤上）

〒 790-0871 愛媛県松山市東一万町2第3森ビル 1階協働オフィス NPO 法人えひめ3 1 1 内

TEL 090-1326-8329 E-mail info@hiraeth.work

URL <http://hiraeth.work>

## ヒラエス会員プログラム 入会規約

本規約は「311 当事者ネットワーク ヒラエス」（以下、ヒラエス）のメンバー会員、正会員、賛助会員の入会する際に、守って頂きたい事項を記載したものです。必ず、熟読して頂き、別紙の入会申込書の同意欄にチェックを入れて下さい。

### 【会員資格について】

- ・メンバー会員は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、被災、被害、避難者の方で、ヒラエス活動に賛同し、本規約に同意した方をいい、年会費無料でメンバー会員の特典を利用することができます。
- ・正会員は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難した経験がある当事者の方で、尚且つ支援業務に1年以上携わった方、避難者ではない方で避難当事者への支援活動に3年以上携わった方をいい、ヒラエスが主催するミーティングや活動運営業務に参加し、ヒラエス事務局より定期的な情報提供を受け、メンバー会員同様の特典を利用することができます。年会費は3,000円を納入して頂きます。
- ・賛助会員は、個人会員と団体会員があります。個人会員はヒラエス活動に賛同し、協力する個人をいい、年会費3,000円を納入して頂きます。団体会員はヒラエス活動に賛同し、協力する団体（市民団体など）をいい、年会費1口10,000円以上（最大10口）を納入して頂きます。メンバー会員の特典を利用することができます。
- ・各会員の入会する場合は、理事会の承諾を得てからとします。
- ・下記にある「退会事由」に抵触していないこと。

### 【会費納入について】

会費納入はヒラエスより送付される納入案内に記載している方法にて、期限内に指定されている金額を納入してください。

### 【会員特典の利用の禁止事項について】

会員特典の利用では下記の注意事項を厳守してください。

- ・他者及び団体に対して、悪口や悪質なウワサなど会員特典を利用して流布する行為
- ・承諾のない画像流出や名誉棄損に抵触するようなプライバシー侵害の行為
- ・宗教団体による布教活動
- ・マルチ商法などの犯罪行為への勧誘
- ・他者に対して多様性を阻害する行為
- ・上記以外のヒラエス運営を阻害する行為

### 【退会について】

- ・退会は会員資格の不正申告や不法行為、会員特典の不正利用があった場合、年会費を2回未納した場合は、理事会で協議の上、退去して頂く場合がございます。

### 【その他】

会員の個人及び団体の情報は、ヒラエス活動に資する際に利用することを承諾します。